

京都府告示第658号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成17年12月20日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等
1	光ディスク (データ・メディア)	グラント・セフト・オート・バイスシティ	株式会社カプコン
2	”	グラント・セフト・オートⅢ	”